

(対大臣・副大臣・政務官) 司法法制部 作成
令和7年5月22日(木) 参・法務委

田島 麻衣子 議員(立憲)

2問 本制度において、外国の企業に対しても、民事裁判情報管理提供業務の委託や再委託を行うことはできるのか、法務大臣に問う。

- 本法律案では、指定法人がその業務の一部を委託し、又は再委託に同意する際、法務大臣の承認を要することとしている一方、委託先や再委託先の属性について特段の制限は設けておらず、外国企業への委託や再委託が直ちに禁止されるものではない。
- 法務省としては、業務を委託・再委託する必要性があるかや、委託先において安全管理体制が十分構築されているかなどを踏まえ、外国企業への業務の委託又は再委託を承認するかにつき、適切に判断してまいりたい。

(参照条文)

- 民事裁判情報の活用に関する法律案

✓ (委託)

第十四条 指定法人は、法務省令で定めるところにより、民事裁判情報管理提供業務の一部を、法務大臣の承認を受けて、他の者に委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた者は、当該委託を受けた民事裁判情報管理提供業務の一部を、指定法人の同意を得て、他の者に再委託することができる。この場合において、指定法人は、あらかじめ、当該再委託について法務大臣の承認を受けなければならない。

3 (略)

【責任者：司法法制部司法法制課 早淵課長 内線 ■■■ 携帯 ■■■■■】